

長野県防災会議

長野県地域防災計画 平成27年度修正の概要について

平成28年2月15日
長野県危機管理部



県地域防災計画について

都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し、及び每年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるとときは、これを修正しなければならない。

(災害対策基本法第40条)

県地域防災計画について

- ① 風水害対策編(365頁)
- ② 震災対策編(210頁)
- ③ 火山災害対策編(160頁)
- ④ 原子力災害対策編(19頁)
- ⑤ その他災害対策編(110頁)

(雪害/航空災害/道路災害/鉄道災害/危険物等災害/大規模な火事災害/林野火災)



県地域防災計画について

長野県地域防災計画修正の経過

昭和38年3月22日作成

→ その後毎年検討を加え修正を行なっている。
今回が51回目の修正となる。

平成27年度 主な修正について

平成27年度修正について

- 1 「長野県強靭化計画」策定に基づく地域防災計画への位置づけ
- 2 火山防災対策の強化
- 3 地域防災活動の強化

しあわせ  信州

平成27年度 主な修正について

1 「長野県強靭化計画」の地域防災計画への位置づけ

長野県強靭化計画の総合目標、基本目標を踏まえた防災計画の作成

平成27年度 主な修正について

2 火山防災対策の強化

- ・御嶽山の噴火の教訓
- ・火山防災対策と特殊性 等を踏まえ



「活動火山対策特別措置法」改正

平成27年7月10日改正

平成27年12月10日施行

しあわせ 信州

平成27年度 主な修正について

2 火山防災対策の強化

- 1) 活動火山対策特別措置法第3条に基づき、警戒避難体制を特に整備すべき地域を「**火山災害警戒地域**」として市町村単位で国が指定する旨を記載

平成27年度 主な修正について

活動火山対策特別措置法

(火山災害警戒地域)

第三条 内閣総理大臣は、基本指針に基づき、かつ、火山の爆発の蓋然性を勘案して、火山が爆発した場合には**住民等の生命又は身体に被害が生ずるおそれがあると認められる地域**で、当該地域における火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を、**火山災害警戒地域(以下「警戒地域」という。)**として指定することができる。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、**中央防災会議及び関係都道府県知事の意見を聴かなければならない**。この場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をするときは、内閣府令で定めるところにより、その旨及び当該指定に係る警戒地域を公示しなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、内閣府令で定めるところにより、関係都道府県知事及び関係市町村長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。
- 5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の変更又は解除について準用する。

しあわせ  信州

平成27年度 主な修正について

2 火山防災対策の強化

2) 「**火山災害警戒地域**」に指定された場合、県及び指定された市町村は、関係機関、火山専門家等を構成員とする「**火山防災協議会**」を設置する旨を記載

平成27年度 主な修正について

活動火山対策特別措置法

(火山防災協議会)

第四条 前条第一項の規定による警戒地域の指定があつたときは、当該警戒地域をその区域に含む都道府県及び市町村は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うための協議会(以下「火山防災協議会」という。)を組織するものとする。

2 火山防災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該都道府県の知事及び当該市町村の長
- 二 警戒地域の全部若しくは一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長若しくは地方気象台長又はその指名する職員
- 三 警戒地域の全部若しくは一部を管轄する地方整備局長若しくは北海道開発局長又はその指名する職員
- 四 警戒地域の全部若しくは一部を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長
- 五 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長
- 六 当該市町村の消防長(消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長)
- 七 火山現象に関し学識経験を有する者
- 八 観光関係団体その他の当該都道府県及び市町村が必要と認める者



平成27年度 主な修正について

2 火山防災対策の強化

4) 「火山防災協議会」が行う警戒避難体制に関する検討項目について記載

- (1) 噴火に伴う現象と及ぼす影響の推移を時系列で示した「噴火シナリオ」
- (2) 影響範囲を地図上に示した「火山ハザードマップ」

平成27年度 主な修正について

2 火山防災対策の強化

- (3) 「噴火シナリオ」や「火山ハザードマップ」を基に、噴火活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災行動を定めた「噴火警戒レベル」
- (4) 避難場所、避難経路、避難手段等を示した具体的な「避難計画」等の一連の警戒避難体制

しあわせ  信州

平成27年度 主な修正について

平成26年11月「長野県神城断層地震」
共助による地域防災活動「白馬の奇跡」



3 地域防災活動の強化

防災出前講座等を活用し、地域防災活動を担う自主防災組織の活動の活性化支援や、県内全域における防災意識の高揚と普及の推進